

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都足立区千住一丁目4番1号東京芸術センター

(名 称) 株式会社エナリス (法人番号 9011801020788)

上記被審人に対する平成28年度(判)第1号金融商品取引法(以下「法」という。)違反審判事件について、法第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金2億5848万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成28年7月25日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成28年5月23日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都足立区千住一丁目4番1号東京芸術センターに本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている会社である。

被審人は、第三者への太陽光発電施設等の販売を装うなどして、売上を過大に計上するなどした。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成25年 11月12日	第10期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成25年1月1日～平成25年9月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が55百万円であるところを247百万円と記載	・売上の過大計上等
2	平成26年 3月24日	第10期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成25年1月1日～平成25年12月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が104百万円であるところを422百万円と記載	・売上の過大計上等
3	平成26年 8月8日	第11期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成26年1月1日～平成26年6月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲22百万円であるところを206百万円と記載	・売上の過大計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

第2

1 平成26年5月12日、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計期間につき、売上の過大計上等により、同期間における連結当期純損益が104百万円（百万円未満切捨て。連結当期純損益の金額については

以下同じ。)の利益であるところを422百万円の利益と記載するなどした同期間における連結損益計算書を掲載した有価証券届出書(一般募集)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成26年6月4日、4,000,000株の株式を4,821,000,000円で取得させ、

- 2 平成26年5月12日、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計期間につき、売上の過大計上等により、同期間における連結当期純損益が104百万円の利益であるところを422百万円の利益と記載するなどした同期間における連結損益計算書を掲載した有価証券届出書(その他の者に対する割当)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成26年6月25日、600,000株の株式を723,150,000円で取得させ、

もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ

たものである。

(別紙2)

## 2 法令の適用

別紙1の第1の事実の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号2

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号1及び同2は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号3

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

別紙1の第2に掲げる事実につき

番号1及び同2

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項、  
第176条第2項

(別紙3)

### 3 課徴金の計算の基礎

別紙1の第1の事実の表に掲げる事実につき

番号1及び同2

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、当該法人の第10期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(以下「第10期第3四半期報告書」という。)及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(以下「第10期有価証券報告書」という。)に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第10期第3四半期報告書	— 円
第10期有価証券報告書	4,273,842 円

が

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第10期第3四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第10期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第10期第3四半期報告書及び第10期有価証券報告書が、いずれも第10期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第10期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 2,000,000 \text{ 円}$$

第10期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 4,000,000 \text{ 円}$$

となる。

番号3

法第172条の4第2項の規定により、当該法人の第11期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書に係る課徴金の額は、

① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(4,289,098円)

が

② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円となる。

別紙1の第2に掲げる事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、

① 平成26年5月12日提出の有価証券届出書(一般募集)に係る課徴金の額は、

$4,821,000,000 \text{円} \times 4.5 / 100 = 216,945,000 \text{円}$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、216,940,000円

② 平成26年5月12日提出の有価証券届出書(その他の者に対する割当)に係る課徴金の額は、

$723,150,000 \text{円} \times 4.5 / 100 = 32,541,750 \text{円}$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、32,540,000円

となる。